

2019年10月23日

## 武蔵野銀行企業年金基金の 日本版スチュワードシップ・コード受入表明について ～「TSUBASAアライアンス」連携施策～

武蔵野銀行（頭取 長堀 和正）は、TSUBASAアライアンス参加行と連携してコーポレート・ガバナンスの強化に取り組むなか、武蔵野銀行企業年金基金が『責任ある機関投資家の諸原則（日本版スチュワードシップ・コード）』の受入れを、各行の企業年金基金とともに表明いたしましたので、お知らせします。

これまで、TSUBASAアライアンス参加行の企業年金基金では、日本版スチュワードシップ・コードの採択に向け、情報交換や共同研究などを行ってまいりました。

今般の受入表明を通じ、スチュワードシップ活動を強化していくことにより、企業年金基金の母体である銀行のコーポレート・ガバナンス充実や、従業員の安定的な資産形成への一層の寄与を目指してまいります。

今後も、TSUBASAアライアンス参加行では、各行のノウハウや知見を結集した取組みを重ねていくことで、地域経済・社会の持続的な発展に貢献してまいります。

### ※TSUBASAアライアンスについて

武蔵野銀行、千葉銀行、第四銀行、中国銀行、伊予銀行、東邦銀行、北洋銀行、北越銀行、滋賀銀行の9行が参加する地銀広域連携の枠組み。

### ※日本版スチュワードシップ・コードについて

- ・金融庁が2014年に制定した機関投資家のための行動規範
- ・投資と対話を通じ、投資先企業の持続的成長を促していくもので、そのための経営モニタリングや議決権行使の基準・結果の開示などを定めています。

以上

報道機関からのお問い合わせ先  
総合企画部 アライアンス推進室 森田・關本  
048-641-6111（代） 内線 2160・2162